

■ 外来におけるトリアージ

■ 患者受付時の対応

- 1) 初診で予約のない患者は、近医での診療をお願いする。
- 2) 入院・受診前に 37.5℃以上の発熱やだるさ等の症状、咳・たん、のどの痛み等呼吸器症状がある場合は、受診前に外来まで電話するようホームページ・病院入口等で周知する。
- 3) 新興感染症に関しては外来掲示で注意喚起を行い、インターホンによる連絡でトリアージを行う。
- 4) 再診で予約のない患者は、各診療科に連絡し、診療科の判断による対応とする。

■ トリアージ場所

- 1) 診療棟2階 特殊診察室(空気感染対策の必要な患者を優先する)
- 2) 診療棟2階 特殊診察室前に設置した椅子
外来待合が空いており、スペースに余裕がある場合は、おおむね 1~2m の間隔をとって外来待合で待機できるものとする。
特殊診察室と医療相談室を使用する場合は、入口に医師の連絡先を記入したホワイトボードを掲示する。
特殊診察室、医療相談室を使用した場合の後片付けは、診療を行った部署が行う。
- 3) トリアージ施設 〈トリアージ施設の運用〉

■ 空気感染する疾患(結核、麻疹、水痘、免疫不全者の帯状疱疹)

- 1) 特殊診察室やトリアージ施設を優先して使用する。
- 2) すでに特殊診察室やトリアージ施設が空気感染対策に使用されていた場合は、特殊診察室前に設置した椅子を使用する。
- 3) 結核疑い患者の採痰は、内科処置室に設置する採痰ブースを使用する。

■ 飛沫感染する疾患(インフルエンザ、ムンプスなど)

- 1) 患者にはサージカルマスクを着用させる。
- 2) 特殊診察室やトリアージ施設が開いていれば、使用できる。ただし、空気感染する疾患患者が必要とする場合は、交替する。
- 3) 特殊診察室やトリアージ施設がすでに使用されている場合は、特殊診察室前に設置した椅子を使用する。
- 4) 採血などの処置は、各診療科の処置室で他の患者と接触しないようにして行う。

■ 接触感染する疾患

- 1) 特殊診察室は使用せず、各診療科の待合で待機する。トリアージ施設が開いていれば使用できる。
- 2) 嘔吐下痢症については、嘔吐のおそれがあるため、待機場所は飛沫感染する疾患に準ずる(マスクは不要)。